

## 令和5年度茅ヶ崎市防災会議幹事会 会議録

議題	茅ヶ崎市地域防災計画の修正概要について
情報交換	1 災害ボランティアセンターに関する取組について 2 令和5年度の図上訓練に関する取組について 3 ちがさき消防・防災フェスティバル2023について
日時	令和5年8月24日（木曜日）14時00から15時03分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室3・4・5 「対面」と「WEB」のハイブリッド会議として実施
出席者氏名	（幹事のうち会場での出席者） 寺島 哲、大野 敦史、寺田 篤史、大日向 章弘、井上 知紀、鈴木 敦、小田木 基浩、星野 潤、中村 大伸、大塚 強、新井 邦保、橋本 瑞基、若林 英俊、小島 敦、岩井 晶佳、三浦 悦子、小島 英博、青木 聡、森永 尚子、鈴木 朗（代理出席）、樋口 剛、柳下 元邦、曲渕 正和（代理出席）、森野 修作、小室 武司、榎本 浩二、根岸 恵子、関 健次、政近 年男  （幹事のうちWEBでの出席者） 宮澤 敦史、松井 正人、富川 整、武藤 絢子、松枝 誠  （事務局9名） 防災対策課（佐野防災対策課長、加藤危機管理担当課長、成瀬課長補佐、藤田課長補佐、富岡課長補佐、山下主任、蒲ヶ原主任、中山主任、渡部主事）
議題資料	令和5年度茅ヶ崎市防災会議幹事会 次第 出席者名簿、席次表 茅ヶ崎市防災会議委員及び幹事名簿（令和5年7月25日現在） 【資料1】茅ヶ崎市地域防災計画の修正概要について（修正骨子案） 【資料2】[説明資料]茅ヶ崎市地域防災計画の修正概要について（修正骨子案） 【資料3】地震災害対策計画【新旧対照表】（修正骨子案） 【資料4】風水害対策計画【新旧対照表】（修正骨子案） 【資料5】特殊災害対策計画【新旧対照表】（修正骨子案） 【資料6】令和5年4月組織改正に伴う部名等修正案（地震災害対策計画） 【資料7】令和5年4月組織改正に伴う部名等修正案（風水害対策計画）
情報交換資料	【資料8】茅ヶ崎市災害ボランティアセンター運営マニュアル 【資料9】令和5年度茅ヶ崎市災害対策本部運営訓練（図上訓練）実施概要 【資料10】ちがさき消防・防災フェスティバル2023について

会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0名

(会議録)

<午後2時開会>

○佐野防災対策課長

定刻となりましたので、令和5年度茅ヶ崎市防災会議幹事会を開会させていただきます。

幹事の皆様におかれましては、ご多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます茅ヶ崎市くらし安心部防災対策課長の佐野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議は、対面とWEB接続とのハイブリッド型での開催となっておりますが、事前にお知らせしましたとおり、本会議は茅ヶ崎市自治基本条例の規定に基づいて、公開で行わせていただきますことを、予め御了承願います。

はじめに会場の出席者の皆様にお知らせいたします。本日の会議資料は、お手元のタブレットにダウンロードしたファイルを格納しております。各議題の説明の最初に資料番号をお伝えしますので、該当する番号の資料をタップしてご覧いただきますようお願いいたします。会議中、タブレットの操作で御不明な点があったときは、お近くの防災対策課職員にお声掛けください。

また、本日の会議は、WEB出席者との音声導通を、中央に配置しておりますカメラ・マイク・スピーカー一体型の機器で一括して担っていますので、機器からの距離や声の大きさを考慮しまして、ご発言の際はマイクのご使用をお願いいたします。マイクにつきましては職員がお持ちします。

続きまして、本日御出席される方の組織とお名前ですが、事前に伺っており、それに基づいて出席者名簿をお配りしております。

なお、本日、神奈川県藤沢土木事務所の高阪幹事につきましては、急遽御欠席のご連絡をいただいておりますのでお知らせいたします。

また、茅ヶ崎市福祉部の瀧田幹事につきましては、障害福祉課長の鈴木が、また、都市部の菊地幹事につきましては、代理で同課職員の曲渕が出席しております。

それでは、開会にあたりまして、茅ヶ崎市防災会議幹事会の幹事長であります茅ヶ崎市くらし安心部長の寺島より御挨拶申し上げます。

○寺島幹事長

皆様、こんにちは。くらし安心部長の寺島でございます。

防災会議幹事会を開催するにあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、茅ヶ崎市防災会議幹事会に御出席いただきまして、心から御礼申し上げます。

また、幹事の皆様におかれましては、日頃より本市の防災行政をはじめとした市政運営に対しまして格別の御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

前回の開催は、令和3年のコロナ禍における書面会議でして、対面での開催は令和元年度以来、実に4年ぶりとなります。

この間にも、大きな災害が発生しております。今年度に入ってから、5月5日に震度

6強を記録した石川県能登地方を震源とする地震が、風水害としては、6月は和歌山県や静岡県、7月には九州や中国地方、秋田県で、8月には台風6号が沖縄県や九州地方を中心に、また先週は台風7号により西日本を中心に広範囲で被害をもたらすなど、人命を脅かす災害が立て続けに発生しているところです。

全国で発生した災害の教訓等を踏まえ、国の防災基本計画の修正が行われているところではありますが、本市におきましても、災害の脅威から市民の生命・財産を守るため、こうした災害の教訓を本市の防災体制に着実に生かしていくため、地域防災計画の修正等に当たっているところでございます。

あらゆる災害に備えた防災体制を充実、強化していくためには、本日、お集まりいただいた皆様との連携を強化していくことが不可欠となりますので、引き続き、御協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、本日は議題として主に地域防災計画の見直しについて御審議いただくとともに、防災の取組みに係る情報交換を予定しております。限られた時間ではございますが、皆様より忌憚のない御意見をいただきまして、本市の防災体制のさらなる向上に特段の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○佐野防災対策課長

ありがとうございました。

それでは議事に先立ちまして、まずは会議の成立について御報告いたします。

防災会議幹事会は茅ヶ崎市防災会議運営要綱第5条の規定により、会議の開催は過半数の幹事の出席が必要となりますが、先ほど会議の出席確認をいたしましたところ、総員39名中、32名の御出席をいただいておりますので、会議は成立してございます。

本来であれば、御出席いただいております幹事の皆様に一言ずつ御挨拶いただきたいところですが、お時間も限りがございますので、大変恐縮ですが、お配りしております出席者名簿に代えさせていただきますことを御承願いたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。議事につきましては、議長を幹事長であります茅ヶ崎市くらし安心部寺島部長にお願いしたいと思います。

寺島部長、よろしくお願いいたします。

#### ○寺島幹事長

それでは、議事に入らせていただきます。

3議題の(1)「茅ヶ崎市地域防災計画の修正概要について」、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局（藤田課長補佐）

防災対策課の藤田と申します。恐縮ですが、着座にて御説明させていただきます。

また、資料共有につきまして、ただいま準備いたしますので少々お待ちください。

(WEB会議上の資料共有の準備を実施)

会場の幹事の方にお知らせいたします。地域防災計画の修正概要については資料2に基づいて御説明をさせていただきますので、資料2をタップしていただきますようお願いいたします。

それでは、議題(1)「茅ヶ崎市地域防災計画の修正概要について」、御説明申し上げます。

地域防災計画につきましては、災害対策基本法に基づき、本市では地震災害、風水害、特殊災害といった災害の種別ごとに策定しており、直近では令和4年2月に修正しております。その後、令和4年度には、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」が改訂されたことを受け、キキクルの危険度分布に災害切迫を表す黒色の追加や一部を改訂したことで、気象情報の警戒レベルとキキクルの危険度分布が統一化されました。また、横浜地方気象台による土壌雨量指数基準の見直しなど、効果的な防災活動や避難行動の実現のため、国レベルでさまざまな取組が行われました。

この他、令和4年6月及び令和5年6月には防災基本計画が修正され、長周期地震動階級の周知や災害中間支援組織についての記載が盛り込まれました。また、災害対策基本法施行令が一部改正され、緊急通行車両の標章などが災害発生前に交付を受けることができる等、災害応急対策の迅速化が図られたところでございます。

この度は、こうした国の動きを中心とした修正内容を本市の地域防災計画に反映させ、修正骨子案としたものをお手元のタブレットに資料としてダウンロードしたところでございます。

御意見いただいた内容のうち、関係者間で協議を進めている事項につきましては、引き続き、協議、調整をしながら進めてまいります。

それでは、具体的な修正内容について御説明させていただきます。これから御説明に使うのは資料2になりますが、修正に関する資料につきましては、資料1から、資料7となります。

資料1が、今回の主な修正骨子案の概要資料となります。

資料2が、概要資料の内容をまとめたスライド資料となっております。

資料3から5が、修正骨子案の新旧対照表となっております。

資料6及び7が、本市における令和5年4月の組織改正に伴う部名等の対照表となっております。

修正骨子案の内容の説明につきましては、資料2をもとに御説明をさせていただきます。既にお開きになっているかもしれませんが、会場出席者の方におかれましては、お手元のタブレットにある資料2をお開きいただければと思います。WEB会議の方におきましては画面共有で資料を共有させていただきます。

それでは資料2の方で御説明を進めさせていただきます。

タイトルの下に今回修正する内容として、修正骨子案の内容の大枠をお示ししております。(1)として各計画に共通する主な修正、(2)地震災害対策計画の主な修正、(3)風水害対策計画の主な修正となっております。なお、ページ番号は、各ページの右下に振っ

てございます。

それでは1ページをご覧ください。まず防災教育の推進についてでございます。小・中学校等の教育機関における防災教育の充実化を図るため、消防団員等が参画する体験的・実践的な訓練を実施する必要があることから、その旨を追加するものです。

続いて2ページをお願いします。2ページは「避難行動要支援者名簿作成等へのデジタル技術の活用」についてでございます。避難行動要支援者名簿等の作成・編集にあたり、デジタル化技術の活用を検討していくことから、その旨を追加するものです。

続きまして3ページをお願いします。3ページは「再生可能エネルギーを活用した非常用電源設備等の対応」についてでございます。環境に配慮した電源設備等の導入促進を踏まえて、避難場所や避難所における電源設備に再生可能エネルギーを活用することを目指すため、その旨を追加するものです。

続きまして4ページになります。4ページは「要配慮者等への配慮」についてでございます。食料及び飲料水等の調達・供給対策につきまして、食物アレルギーを有する方への対応を検討する必要があることから、その旨を追加するものです。

続きまして5ページをお願いします。5ページは「緊急通行車両確認証明書の交付」についてでございます。災害対策基本法施行令の一部改正に伴い、応急対策活動で使用する車両について、事前の確認申出及び緊急通行車両確認証明書の交付に努めること、応急対策活動時には標章の掲示及び証明書を車両に備えることが必要なことから、その旨を追加するものです。

続きまして6ページをお願いします。6ページは「災害中間支援組織に関すること」についてでございます。災害時のボランティアやNPO等の活動の支援や、支援主体との調整を行う中間支援組織を「災害中間支援組織」として修正しております。

続きまして7ページをお願いします。7ページは「安否不明者の積極的な情報収集」についてでございます。これまでは、要救助者の捜索は自衛隊・警察及び防災関係機関が連携のもと、効果的な活動を行ってきたところですが、それに加えて、要救助者の把握をより一層迅速化するため、安否不明者に関する情報収集についても対応を進める必要があることから、その旨を追加するものです。

続きまして8ページをお願いします。8ページは「DWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣の要請」についてでございます。避難所における要配慮者に対する支援として、県に対してDWA Tの派遣を要請する等の措置を進めていくことから、その旨を追加するものです。

続きまして9ページをお願いします。9ページは「自主防災組織に対する防災知識の普及・啓発の取組」についてでございます。市内にある自主防災組織の活動の好事例を共有することで、自主防災組織が相互にその活動を高めていくことができるような環境の構築を進めていくことが望ましいことから、その旨を追加するものです。

続きまして10ページをお願いします。10ページは「物資拠点の体制整備」についてでございます。救援物資の円滑な搬送等のため、大型トラックや重機等の活用を想定し、茅ヶ崎公園野球場を物資拠点の第一候補として位置づけたことから、その旨を修正するも

のです。

続きまして11ページをお願いします。11ページは「指定福祉避難所の指定の推進」についてでございます。「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定を踏まえ、法令で定める基準に適合する施設を指定福祉避難所に指定することを推進するとともに、その設備整備にあたり緊急防災・減災事業債を活用した機能強化を図ることを目指すため、その旨を追加するものです。

続きまして12ページをお願いします。12ページは「応急対策職員派遣制度の体制」についてでございます。総務省の応急対策職員派遣制度の運用マニュアルに基づき、職員派遣の流れに沿った事務手順となるよう記載内容を修正しております。

続きまして13ページをお願いします。13ページは「市の行政機構と統括調整部の改編に伴う組織名称の変更」についてでございます。令和5年4月1日付で改編となった市の行政機構と統括調整部の組織名等を修正しております。行政機構等の改編に伴う計画内の各対策に対応する部等の詳細につきましては、資料6及び資料7を御参照ください。

(1) 各計画に共通する主な修正の最後となります、14ページをお願いいたします。14ページは「その他、時点修正等」についてでございます。これまで御説明差し上げた内容の他、防災関係機関の皆様からの御意見等により、一部文言の修正や数値等の時点修正を行っています。

続きまして、(2) 地震災害対策計画の主な修正に関しまして、15ページをお願いします。こちらは「長周期地震動階級の周知」についてでございます。緊急地震速報に長周期地震動階級が含まれたことを踏まえ、長周期地震動における災害リスクを周知していくことが必要なことから、その旨を追加するものです。

続きまして16ページをお願いします。16ページは「津波情報の伝達に関すること」についてでございます。市民が迅速かつ安全に避難できるよう、津波注意報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を予め検討するべく追加するものです。

続きまして17ページをお願いします。17ページは「遠地での火山噴火等による津波」についてでございます。トンガ諸島の火山噴火による潮位変化を踏まえ、津波対策における留意事項に遠地での火山噴火等による津波についての周知・理解が必要なことから、その旨を追加するものです。

(2) 地震災害対策計画の主な修正につきましては、以上でございます。

続きまして18ページをお願いします。最後に、(3) 風水害対策計画の主な修正に関しまして、御説明申し上げます。18ページは「大雨警報・注意報（土砂災害）の発表基準の見直し」についてでございます。土砂災害警戒情報の発表基準の見直しに伴い、いずれも土砂災害の大雨警報及び注意報の発表基準も見直しされたことから、最新の数値に変更するものです。

続きまして19ページをお願いします。19ページは「早期避難所の廃止と警戒レベルを踏まえた避難所開設」についてでございます。移動のリスクや感染症対策等の課題解決の観点から早期避難所を廃止し、風水害時は想定される避難者数に対して必要な避難所を災害リスクの低い地域に開設しますが、立ち退き避難の機を失した居住者の緊急安全確保

を図る観点から災害リスクのある区域にある避難所を緊急避難場所として開設するなど、警戒レベルを踏まえ順次開設していく運用を進めることから、その旨を追加するものです。

続きまして20ページをお願いします。20ページは「キキクルにおける危険度分布の新設及び改定」についてでございます。「避難情報に関するガイドライン」の変更に伴い、警戒レベル4の「非常に危険（うす紫）」が「危険（紫）」に変更、また警戒レベル5「災害切迫（黒）」が追加されたため、避難行動の記載内容を修正するものです。

計画についての説明は以上となりますが、最後に、今後の主なスケジュールを22ページに記載しております。22ページをご覧ください。今回の幹事会で修正骨子案をお示しましたが、11月頃にパブリックコメントを実施、令和6年1月下旬頃にパブリックコメントの結果の公表、そして2月8日に茅ヶ崎市防災会議を開催して計画の修正案についてお諮りし、2月下旬を目途に修正する予定です。

以上が、議題（1）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正概要について」の説明となります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

#### ○寺島幹事長

ただいま事務局から説明がありましたが、幹事の皆様から御意見、御質問がございましたら、会場での出席者につきましては挙手を、WEB出席者につきましてはリアクション機能の「手を挙げるボタン」にて挙手をお願いします。

なお、発言者につきましては、私から指名をした後にご発言をいただきますが、発言の前に組織名とお名前を言ってから発言をお願いします。

それでは、御意見等のある方は挙手の方、よろしくお願ひいたします。

（経営総務部財政課長の小島幹事が挙手）

#### ○寺島幹事長

小島幹事、どうぞ。

#### ○小島幹事

茅ヶ崎市経営総務部財政課の小島と申します。よろしくお願ひいたします。

風水害対策計画の方ですが、本日御説明いただいた資料2ですと19ページ、別添の風水害対策計画の新旧対照表ですと14ページから15ページにかけてですが、その中で警戒レベルを踏まえた避難所開設についての記載があります。こちらについてお伺いします。

風水害時の避難行動として、原則は浸水想定区域外に立退き避難し、災害の切迫性が高まったときは命を守るために、垂直避難などの行動をとることとされていることで、市民の避難行動の観点から今回の修正のように避難所を順次開設していくこと、そのことは良いことだと思えますし、また、行政として災害時の行政サービスのさらなる拡充の視点からも良いことだと思えます。一方で、開設する避難所には配備職員を配備することになると思えます。

浸水想定区域内の避難所は、洪水が発生した場合は孤立するリスクがある上、避難所周



辺が浸水するという中で、避難しようとする人がいた場合など、避難者を救おうとするあまり配備職員自身の身が危険に晒される可能性もあるのではないかと考えます。

浸水想定区域内の避難所に配備職員を配備することについてどのようにお考えなのか伺えればと思います。お願いします。

○寺島幹事長

事務局、回答をお願いします。

○事務局（藤田課長補佐）

事務局の方からお答えいたします。

まずは、御質問いただきありがとうございます。

まず、風水害時で洪水などの災害が発生するおそれがある場合は、浸水想定区域外に避難するという避難行動の原則を考えると、本来は浸水想定区域内の避難所は開設するべきではないということは考えているところです。

一方で、過去の被災事例からも見てとれるとおり、仮に市が避難情報を発令するなど避難行動を促したとしても、避難するべき人の正常性バイアス（自分は大丈夫だろうという気持ち）が働くなど避難行動の遅れが生じることにより、命の危険に晒される方が一定数いると想定しております。

このように、立退き避難の機を失した人のために緊急避難場所の開設は現時点では必要と考えておりますが、今後、風水害時の避難行動について市民への周知と理解が進み、浸水想定区域内の避難所への避難がなくなれば、こういった災害リスクがあるところを開設しなくなることも考えられると思っております。

こうした状況を踏まえ、先ほど御質問いただきました災害リスクのある場所に職員を配備することについてですが、先ほどお話ししましたとおり、本来であれば開設するべきではない避難所への配備であります。現時点では、市民の避難行動に関する周知と理解が十分であるとは言えないこと、また、市民の命を可能な限り守るための対策を検討した結果として、現時点では計画案に記載したような取り組みを進めていくことが重要であると考えております。

一方で、配備職員に限らず、あらゆる災害対応業務に従事する際、従事する者は自身の身の安全を確保しながら、業務にあたることを前提と考えております。

本項目につきましては、避難行動をとる市民への周知等の観点から記載されていますが、職員自身も身の安全を確保しながら災害対応業務に従事する必要があることから、今いただいた御意見をもとに追記する方向性で修正を検討したいと思います。以上で説明を終わります。

○寺島幹事長

小島幹事、いかがでしょうか。

○小島幹事

はい、ありがとうございます。いわゆる避難者目線と職員目線というところで、なかなかバランスが難しいところかとは思いますが、御検討いただいた中で追記に向けて検討いただければと思います。ありがとうございます。

○寺島幹事長

他に皆様から御意見、御質問はありますか。

(会場、WEBともに挙手が無いことを確認)

それでは、質問は以上でよろしいでしょうか。

(会場、WEBの状況を確認)

それでは、本日いただきました御意見等や今後のスケジュールでお示ししたとおり、令和5年度末の修正に向けて進めてまいります。

議事の進行に御協力いただきありがとうございました。

それでは、進行を司会に戻します。

○佐野防災対策課長

それでは、次第4の情報交換に移らせていただきます。

はじめに茅ヶ崎市社会福祉協議会の若林幹事より(1)災害ボランティアセンターに関する取組について御説明をいただきます。

若林幹事、よろしくお願いいいたします。

○若林幹事

はい、それでは次第4の情報交換(1)災害ボランティアセンターに関する取組につきまして、茅ヶ崎市社会福祉協議会の若林より御説明させていただきます。

資料は8になります。資料8をご覧ください。

昨今の激甚化する国内外の災害におきまして、被災地域の応急復旧・復興に向けた活動の担い手である災害ボランティアをコーディネートする災害ボランティアセンターは、被災地での必要とされていること・モノを見つけ、ヒトやモノがうまく回るようにサポートし、行政、住民、被災地内外のボランティア団体、企業などと連絡調整するパイプ役として極めて重要な役割を担っております。

今だ、大きな災害経験を持たない茅ヶ崎市であります。海・山・川に囲まれ、様々な災害リスクを抱え、いつ何時、日々報道されているような災害が来ないとも限らない状況の中、来たるときに向けてしっかりと備えなければならないという風に考えております。

茅ヶ崎市におきまして、懸案事項でございました災害ボランティアセンターにつきまして、市と社会福祉協議会におきまして協議を重ね、活動場所を具体的に定めた運営マニュアルを昨年度策定いたしましたので、情報提供させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。1の(1)の目的でございます。茅ヶ崎市の防災計画では大規模な災害が発生した時、ボランティア活動やその受入れ等の事務を行う災害ボラ

ンティアセンターを開設し、受入れを行うこととしております。このマニュアルは、災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を進めるための必要事項をまとめたものです。

(2) につきましては、それぞれ茅ヶ崎市災害対策本部、災害ボランティアセンター、NPO及びボランティア関係団体、それぞれの役割を整理したものです。

次に2ページをご覧ください。(3) ボランティアセンターの組織図でございます。センター長の配下にそれぞれ8つの班で構成いたしました。

まず総務班、災害ボランティアセンター全体の運営の取りまとめや調整を行う総務班、そして、ボランティアセンターの運営状況やボランティアの募集などの情報発信を行う広報班、次に、被災者と災害ボランティアセンターを繋ぐ最初の接点となるニーズ班、次に、窓口に来所したボランティアの受け入れを行い、登録事務やボランティア活動保険の加入確認などの手続きを行うボランティア受付班、被災者の様々なニーズとボランティアの活動希望を結びつけ、各ニーズの注意や説明などを行うマッチング班、ボランティア活動全体における注意事項をボランティアへ伝えるオリエンテーション班、ボランティアの活動に必要な資器材の管理、貸し出し、洗浄等を行う資器材班、最後に、活動を終えたボランティアの報告を受け付ける活動報告班、これらの班を設置しているところでございます。

(4)、こちらは茅ヶ崎市、県社協、関係団体等と災害ボランティアセンターの関連図を整理しているものです。

3ページをご覧ください。2の(1) ボランティアセンターの設置基準でございます。設置基準は、社会福祉協議会が発災状況に鑑み設置判断をするとともに、市が必要と認める場合、設置を要請できることとしております。

そして、2の(2) 設置場所でございます。設置場所につきましては、市役所分庁舎北側の茅ヶ崎市文化会館1階展示室を予定しています。災害の状況により、この文化会館が開設できないとなった場合におきましては、代替設置候補として電源開発(株)茅ヶ崎研究所、こちらを協定に基づきまして予定をしているところです。

次に6ページをご覧ください。6ページが文化会館の展示室のレイアウトになります。文化会館1階展示室平面図ですが、ボランティアと依頼者の導線を想定した配置図としております。これは、災害の規模、状況に応じまして、ボランティアの数、またニーズの多さによって柔軟な対応が必要と考えております。

8ページから11ページにつきましては、災害ボランティアセンターで必要とされている備品のリストでございます。既に設置済みのものでございます。そして、12ページから15ページは先ほど御紹介しました各班の目的・役割を整理したものです。また、15ページの下段につきましては、想定されるボランティアセンターの一日の流れ、これも整理したところです。次に、16ページから19ページは各班の運営手順、これを具体的に整理したところです。20ページは災害ボランティアセンターの閉所の判断ポイント、基準について記載しています。一定の役割を果たしたというような判断のもとにおきまして、センターは閉所に向けていくということを考えております。

21ページ以降は各種様式でございます。参考に添付しているところです。

本事項につきましての説明は以上となりますが、大切なことはスピード感だと思っています。迅速な対応こそが応急復旧活動を後押しすると考えます。先般の秋田の大雨の際にも、私たち社会福祉協議会の職員が現地ボランティアセンターに出向きまして、現地の状況確認をするともにボランティア活動も行ってまいりました。今後も地域住民のため安心安全なまちづくりに向け、皆様とともに準備を進めてまいりたいと思っております。

説明は以上となります。ありがとうございます。

#### ○佐野防災対策課長

若林様、ありがとうございました。

ただいまの内容につきまして、御意見や御質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

(会場、WEBともに挙手がないことを確認)

よろしいでしょうか。

では、御意見、御質問等がないようですので、次に移らせていただきます。

次の(2)令和5年度の図上訓練に関する取組につきましては、茅ヶ崎市防災対策課の山下より説明をいたします。

#### ○事務局(山下主任)

防災対策課の山下と申します。恐縮ではございますが、着座にて御説明させていただきます。

それでは、情報交換(2)「令和5年度の図上訓練に関する取組について」、説明申し上げます。

本議題につきましては、資料9にまとめておりますので、こちらを御参照ください。

それでは説明させていただきます。本市では毎年、災害対策本部の機能強化を目的とした災害対策本部運営訓練を実施しております。資料に沿って令和5年度の訓練概要について御説明いたします。

訓練は、令和5年11月15日(水)9時から16時まで、茅ヶ崎市役所本庁舎及び分庁舎の各執務室、庁議室、会議室を活用して実施し、参加者は市職員200名程度を予定しております。本年度の災害想定が災害発生直後を想定したフェーズとなるため、防災関係機関の皆様の訓練への参加はいただく、市職員のみで実施を予定しておりますが、訓練の様子を参観いただき、市の災害対策本部組織や本部活動について御確認いただく機会としていただければと思っております。参観につきましては後ほど御説明さしあげます。

次に項番2の本訓練の実施方法ですが、参加者が事前に提示される初期情報及び訓練実施時間内に付与される状況付与などを基に、情報の収集・分析、災害応急対策の立案・調整、会議の開催等の応急対策活動をリアルタイムのロールプレイング方式で行います。

初期情報につきましては、訓練一か月前程度に参加者へ提示し、各部・各班における事前検討期間を設ける予定です。

続きまして、次に本訓練で想定する災害想定は、項番3にお示ししたとおり、令和X年

9月5日（火）13時01分、県西部沖を震源とするマグニチュード7.9の大規模な地震が発生し、市内の大部分の地域で震度7を観測した状況を想定し、訓練を実施いたします。また実際の訓練日時と想定日時が異なった状況で訓練を実施するため令和X年と表記をしております。この点については後ほど御説明いたします。

本訓練の特徴を3つ御説明いたします。項番4をご覧ください。

まず一つ目は、総合的な対策を検討するための想定地震を独自に設定しております。津波対策や家屋倒壊、延焼火災、多数の避難者の発生などの問題に対して、総合的な対策を検討することができるようにするため、大正型関東地震の被害想定を参考に設定しています。被害想定の詳細については、箇条書きでお示ししたとおりです。

二つ目は、各部の課題を反映した総合的な訓練を実施することです。訓練の企画段階において、災害想定を全庁に共有した上で、各部より想定される課題を抽出し、それらの課題を初期情報や状況付与へ反映させることで、各部が主体的に活動し、課題を検証することで、各部の応急対策活動の実効性を高められるよう努めています。

三つ目は、2か年かけた初動体制の向上です。本訓練では、各部の応急対策活動マニュアルの精度向上を図るため、茅ヶ崎市業務継続計画に定める災害対応フェーズの時間軸を参考に訓練を進めていきます。

令和5年度は発災から3時間までの対応フェーズⅠを事前に各部で検討した活動状況等を基に初期情報に反映させ、3時間後から7時間までを対応フェーズⅡの一部として訓練をリアルタイムで実施します。

令和6年度には、フェーズⅡの後半として発災から20時間～24時間における活動の訓練を実施する計画です。

2か年にわたり、発災初動期に重点を置いた応急対策活動や対策の検討、関係機関との連絡調整など、手順や実効性を確認してまいります。

続きまして、項番5の訓練のスケジュールですが、前項で御説明したとおり、発災3時間後から7時間後の対応を訓練する予定です。また項番5を御参照していただくとわかるように、本訓練は、実際の訓練日時と想定日時が異なり、実際の日時訓練開始時刻は11月15日10時ですが、想定日時では9月5日16時というような状況設定をしております。

これは、前項の訓練の特徴でも御説明した多様な対策の検討ができることと2か年に渡る訓練を実施するために独自の日付設定をしているものとなりますので御了承ください。

今後のスケジュールと防災関係機関の皆様への依頼事項について御説明いたします。

現在、11月の訓練本番実施に向けて初期情報等を作成しております。

図上訓練に向けた今後のスケジュールの詳細については、項番6を御参照ください。

最後に、今後の訓練の準備にあたり、防災関係機関の皆様へ2点程、依頼をさせていただきたい事項がございます。

一つ目は、初期情報（案）に対する意見照会です。9月上旬頃に初期情報（案）を防災関係機関の皆様へ照会させていただき、状況設定等について各機関より要望や指摘事項の確認をお願いさせていただき予定ですので、御協力の程よろしくお願いたします。

二つ目は、訓練当日の参観意向にかかる調査です。先に説明させていただいたとおり、本訓練においては、発災初動期を想定した訓練のため、市職員のみを対象としたものではございます。しかしながら、今後も防災関係機関と連携をさらに高め、令和6年度の訓練では防災関係機関の皆様にも参加していただき、応急対策の検討について、より具体的に取り組んでいきたいと考えているため、是非本市の訓練について参観をお願いしたいと考えております。こちらにつきましても9月上旬に依頼を发出させていただきたいと考えております。御協力の程よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

#### ○佐野防災対策課長

(2) についての説明が終わりましたが、ただいまの内容について、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。

(会場、WEBともに挙手がないことを確認)

よろしいでしょうか。

では、防災関係機関におかれましては、情報提供の御協力と参観の御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、(3) ちがさき消防・防災フェスティバル2023について、茅ヶ崎市防災対策課の藤田より説明をいたします。

#### ○事務局（藤田課長補佐）

改めまして防災対策課の藤田でございます。恐縮ですが、着座にて御説明させていただきます。

それでは、情報交換(3) ちがさき消防・防災フェスティバル2023について、御説明申し上げます。

資料につきましては、資料10にまとめておりますので、こちらを御参照いただければと思います。こちらの消防防災フェスティバルにつきましては、昨年度の防災会議にて既に開催について御紹介をさせていただきましたが、今回、幹事の皆様一堂に会する機会でしたので、改めて開催までの経緯や本フェスティバルのコンセプトについて御説明させていただきます。

まずは1ページをご覧ください。こちら目次になりますが、本日御説明させていただきます内容について、大枠をまとめております。開催までの経緯、実施に向けたコンセプト、最後に令和5年度の実施内容という流れで御説明いたします。

2ページをご覧ください。まずはちがさき消防防災フェスティバル開催までの経緯について御説明いたします。平成25年度までは、市が主催となり、年1回、市内の12地区のうちの1地区を持ち回りとして総合防災訓練を実施していましたが、訓練を実施していくなかで、以下の3点の課題が浮き彫りとなりました。

一つ目として、この総合防災訓練では、各地区の実情や特性に合わせた防災訓練が実施できないという課題がありました。例えば、地震災害を例にとってみましても、市の北部

地域では土砂災害に警戒する必要がある一方、市の南部地域ではクラスター火災への対応が求められる等、市内の各地区で想定される災害が異なることから、ひとつの大きな総合防災訓練という形では、各地域の特性を適切に反映した訓練を実施することができませんでした。また、東日本大震災以降、各地区が地区ごとの特性に基づいた訓練を実施する分散型の訓練が増加していたこともあり、この総合防災訓練が地区毎で実施する防災訓練の流れと逆行していた現状もありました。

二つ目として、総合防災訓練の実施地区が年度毎に異なることから、実施地区以外に住む市民が参加しづらい点が挙げられます。御自身が住む地区以外で訓練が開催されても、距離的なハードルから参加を見送ったり、自身が住む地域住民との連携強化に繋がりにくかったりと、様々な課題がありました。

三つ目として、総合防災訓練に参加する世代が限られており、子育て世代や若年層に訓練へ参加いただくためのアプローチが難しいという課題がありました。防災知識を周知・啓発していくためには老若男女すべてをターゲットとする必要がありますが、防災知識を醸成する防災訓練に参加される年齢層は中高年の方々が多く、いざ災害が発生した際に共助の主力としての活躍が期待される子育て世代や若年層の参加が少ない傾向がありました。この子育て世代や若年層に防災訓練への参加や防災知識の周知・啓発の強化を促したいところでしたが、こうした年齢層の方々へのアプローチが難しい実情がありました。

3ページをご覧ください。こうした課題を踏まえ、平成26年度以降は、全地域の幅広い年齢層（特に子育て世代や若年層の市民）が継続して気軽に参加できることを目指して、実施方法を総合防災訓練から現在の消防防災フェスティバルに姿を変えて開催することとしました。防災訓練は、各地区の実情に合わせて実施することとし、防災対策課は必要に応じて各地区の訓練を支援しています。

4ページをご覧ください。実施に向けたコンセプトですが、先ほど御説明したように、消防防災フェスティバルは総合防災訓練をその前身としていることから、市民の防災意識の向上をひとつのコンセプトとしています。フェスティバルでの体験やイベントを通じて、日頃からの備えの充実の重要性や、災害から身を守る行動等についての理解を深めてもらうことで、市民の自助力の向上を図ります。これまでの実施の成果として、課題となっていた子育て世代の参加が増え、子どもや保護者から「勉強になった」との感想をいただいています。また、フェスティバルとして実施していることから、これまでの防災訓練に比べて、周知啓発が容易となった点や市と防災関係機関との一体感をもった開催が可能になりました。

5ページをお願いします。また、市民が消防や防災関係機関とのふれあいを通じて、市の消防施策や防災関係機関の日頃の取組についての理解を深めていただく側面もございます。イベントを通じて、各関係機関が防災対策としてどのような施策を進めているのかを知ることで、公助についての理解を深めていただくことができると考えております。そして、防災関係機関の皆様同士の連携強化として、顔の見える関係の構築や、各機関が災害時にどのような活動を実施するのかなどの相互理解を深める場としてご活用いただければと考えております。

6 ページをお願いします。今年度の消防防災フェスティバルは、11月12日（日）の10時から15時に、第一カッターきいろ公園、こちら中央公園でございますが、こちらで実施いたします。防災関係機関の皆様におかれましては、これまで参加の御意向確認や出展内容の御調整に御協力いただき、誠にありがとうございました。皆様の御協力をいただきつつ、今年度は39のブースを出展する予定でございます。今後、フェスティバルのレイアウトやステージなどの詳細内容について検討していきますので、御参加いただく関係機関の皆様には、引続きの御協力をお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

#### ○佐野防災対策課長

(3) についての説明が終わりましたが、ただいまの内容について、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。

(会場、WEBともに挙手がないことを確認)

よろしいでしょうか。

この消防防災フェスティバルは、市民の方々に気軽に防災知識を得ていただきたいということと、ここにお集まりいただいている防災関係機関との顔の見える関係を強化していきたいという目的もございますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、御意見等ございませんので、これにて情報交換を終了させていただきます。

次に、次第のその他になりますが、本日御出席の皆様より何かございますでしょうか。

(橋本幹事が挙手)

では、橋本幹事よろしく願いいたします。

#### ○橋本幹事

茅ヶ崎医師会代表の橋本でございます。

2日前に茅ヶ崎医師会の理事会がございまして、そちらである理事から最近の問題点として挙げたことがございまして、それを今日の会議の場でお伝えしていこうということになりましたので、そのことを話させていただきます。

この会の趣旨そのものだと思いますが、最近は大変な災害が起きておりまして、そのたびに大多数の方が体育館等集まることが多いということがございます。そんな中、その理事が沖縄の方から聞いた話ですが、台風6号で沖縄県の避難された方々が、一つ、複数の体育館かもしれませんが、体育館に集まりまして、その際の体育館の環境が非常に悪くて、熱中症がかなりの数で発生してしまったということでした。そして、体育館に集まった人が、今度はそのまま医療機関に大量に搬送されるということが起きまして、そちらの医療機関の方が非常に大変なことになってしまったということがあったそうです。今後も暑い日々がまだまだ続くことが想定されますが、その中でも、いろいろな災害が発生しまして、避難所等に避難することが多くなってくるだろうと思います。避難所に避難を呼びかけることが重要だということは当然認識しているところですが、避難先に行って体調不良者が大量に出てしまったらそれは問題であろうとことございまして、2日前の理事会



で出た意見でございますので、医師会の方でまだ意見がまとまっていないこともあるのですが、今日私がこの会に参加するということでございましたので、医師会の方からそういった時に対しての意見をまとめて要望を出すということになっておりますので、そのことをよろしく願いいたします。

○事務局（藤田課長補佐）

情報を共有いただきありがとうございます。先日のお盆の時期のことですが、本市でも台風が接近してくるということで、幸い避難所開設には至りませんでした。市としても台風第7号が接近した際には避難所開設の検討をしていました。開設を検討していた際には、御指摘いただいたような熱中症対策についても併せて検討する必要があると考え、その対応を想定していたところです。熱中症対策だけではなく、新型コロナウイルス等の感染症対策についてもそうですが、避難した先で二次災害が生じないように対策を講じていく必要があると考えております。

先ほど、御要望いただくというお話がございましたが、今後、御要望をいただくこととなった際は、御要望の内容を確認し対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○佐野防災対策課長

幹事の皆様から、その他は何かございますでしょうか。

（大日向幹事より挙手）

お願いします。

○大日向幹事

神奈川県、湘南地域県政総合センター大日向と申します。

今回防災基本計画に基づいて、市の地域防災計画の修正ということは大切なことだと思っています。

その中で食物アレルギーの話が出てきております。スライドの方では食べられないものを紙に書いて把握するということが書かれていたと思います。ここからは、御検討、お願いになるのですが、備蓄食料というのはおそらく更新というのは何年かに一度でされるかと思っておりますので、その時に食物アレルギー、小学校の給食とか見ていただくとある程度お分かりになると思うのですが、子どものアレルギーで小麦がダメだという子どもがいたり、ゼラチンがダメだという子どもがいたりなど、かなり多岐に渡っていて、災害の時にこういうものを欲しいんですけども、なかなか広域の応援といっても物資がなかなか入りづらいところがあります。ある程度そういうものについては茅ヶ崎市のほうでも、こういうものがあるんだというアレルギーの問題というのの把握していただいて備蓄の見直しをするときに、そういったところでも品目に加えていただくなど御検討いただければというふうに思いましたので申し上げさせていただきました。以上です。

○事務局（成瀬課長補佐）

ありがとうございました。防災対策課の成瀬と申します。現在、市の方で備蓄を進めていく中では、特定アレルギー28品目の対象のものですとか、そういったものを選定しているところがございます。今後の更新にあたりましては、御指摘のところを踏まえまして、備蓄計画の見直し等も進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○佐野防災対策課長

その他は何かございますでしょうか。

（会場、WEBともに挙手が無いことを確認）

よろしいでしょうか。

では、事務局の方から連絡事項等がありますか。

○事務局（藤田課長補佐）

1点、事務連絡をさせていただきます。

最初の受付の時に、市の駐車場をご利用の方で、駐車券についてお伺いしましたが、こちら駐車券の処理がお済みでない方は、手続きをいたしますので、閉会后事務局へお知らせください。

以上となります。

○佐野防災対策課長

以上で本日の議事はすべて終了となります。

皆様におかれましては、会議進行にあたりまして御協力をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして茅ヶ崎市防災会議幹事会を閉会とさせていただきます。

どうもお疲れさまでした。